

「ZEH 普及促進業務」 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、ZEH 普及促進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項等を定めるものである。

長野県建設部建築住宅課

1 業務名

ZEH 普及促進業務

2 業務目的

本業務は、2030 年度すべての新築住宅の ZEH 化に向けて、木造戸建て住宅の ZEH に対する知識や技術力が不足するつくり手を対象とした ZEH ガイドブックの作成や設計や施工に関する研修会の開催等により、広く ZEH の普及促進を図ることを目的として実施する。

3 業務内容

(1) 実施業務

- ① ZEH ガイドブック（木造戸建て）の企画・作成
- ② つくり手向けの研修会等の企画・実施

なお、詳細な内容は受託者の提案を基に、委託者と協議の上を決定し実施する。

(2) 委託期間

契約日から令和 6 年 2 月 28 日までとする。

(3) 業務完了報告

- ① 委託業務完了報告書（任意様式）
- ② 本業務で制作した制作物一式（CD-ROM 等の電子媒体によるデータで納品すること）
- ③ 研修会の動画データ（ホームページ等へ掲載可能なデータ形式で CD-ROM 等の電子媒体によるデータで納品すること）

(4) 成果品の提出先

成果品については、以下に提出する。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 7 階 長野県建設部建築住宅課

(5) 実施業務の詳細

- ① ZEH ガイドブック（木造戸建て）の企画・作成
 - ・ ZEH に対する知識や技術が不足するつくり手をターゲットとした内容及び構成とすること。
 - ・ ターゲットに対してヒアリング等を実施しニーズを把握すること。
 - ・ ZEH の必要性や効果等をわかりやすく記載し、つくり手が住まい手に対する説明にも活用できる内容とすること

- ・県内における省エネ地域区分（2～5地域）ごとの標準的な仕様を作成すること。その際には、汎用性、施工性及びコスト面にも十分に配慮した仕様とすること。
- ・ZEH の設計や施工に関して、留意すべき点や注意点などを写真やイラスト等を用いながらわかりやすく解説すること。
- ・ガイドブックの完成時期を明確に示すこと。

【想定仕様】

- ・A4判、20ページ、カラーの冊子
 - ・電子データ版（PDF形式）
 - ・紙面の文字はUDフォントを使用し、その旨を裏表紙に記載すること。
なお、詳細については、契約後、別途打ち合わせにより、決定する。
- ② つくり手向けの研修会等の企画・実施
- ・ZEH ガイドブック等を用いたつくり手向けの研修会を企画し、開催すること。
 - ・また、周知についても検討・実施すること。
 - ・開催方法は、集合形式又はWEB形式とする。
 - ・研修会の動画は、分割作成の上、ホームページ等へ掲載可能な形式で納品すること。
 - ・なお、詳細については、契約後、別途打ち合わせにより、決定する。

(6) 費用の上限額

- ・本業務の費用の上限額は1,838,100円とする。
- ・費用配分については、最も効果的な業務が行えるよう、委託者と受託者が協議の上決定する。

(7) 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等にあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

(8) 留意事項

- ① 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- ② 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県のYouTubeアカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。
- ③ 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。
- ④ 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定す

る。

- ⑤ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ⑥ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑦ 上記の仕様に限らず、よりよい提案を行うこと。